## 別表1 給付の対象となる活動内容

活動区分	活 動 内 容
単位PTA (1) 主 催	各単位PTAの会長が招集、または委嘱した活動をいいます。 ア 総会・役員会・運営委員会・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運営 に関する業務への参加 イ 学習活動・スポーツレクリェーション活動・校外活動等の参加(授業参観 ・総合的学習・母親学級・バレーボール大会及びその練習・キャンプ活動・ 交通安全指導・プール監視など、いずれも予め計画され、会長の承認を得て いることが必要) ウ 単位PTAを代表して参加する各種会合(他団体・機関主催の場合) エ 単位PTA会長が、特に委嘱した活動への参加(他団体・機関との連絡、 交渉活動など) オ 前記(ア〜エ)に参加するために要する正規の往復も活動中とみなす。
(2) 地区 P 連	地区P連会長が招集、または委嘱した活動をいう。 ア 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運営に関する業務への参加(事業計画打合わせ等を含む) イ 各種研修会・スポーツ大会等への参加 ウ 地区P連を代表して参加する各種会合(体育協会主催のソフトボール大会等に、PTAで組織したチームが参加する場合など) エ その他、地区P連会長が特に委嘱した業務への参加(他団体・機関との連絡、交渉業務など) オ (1)のオ、参照
(3)県P連主催	県P連の会則ならびに事業計画に基づいて行う活動をいう。 ア 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運営に関連する業務への参加(事業計画打合わせ会等を含む) イ 各種研修会等への参加(日P・ブロック大会等も含む) ウ 県P連を代表して参加する各種会合(他団体・機関の主催であっても) エ その他県P連会長が、特に委嘱した業務への参加(他県視察、他団体との連絡、交渉業務など) オ (1)のオ、参照

## ※次のような場合は、給付が受けられない。

- (1) 会員として登録がされず、会費も納入されていない場合
- (2) PTA関係行事とは認められない行事のもの
- (3) 自殺行為および酔っぱらい・けんか・薬物使用などによる場合
- (4) 地震・津波などの天災 (PTA会員として救出作業従事中の災害等は除く)
- (5) その他、審査会で不適当と認めた場合